

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 情 報 公 開 及 び 個 人 情 報 保 護 審 査 会 条 例

令 和 5 年 3 月 2 7 日

条 例 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、太田市外三町広域清掃組合情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 この条例の施行に関しては、太田市情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成 1 7 年太田市条例第 1 0 号）の例による。この場合において、同条例第 4 条第 1 項中「2 年」とあるのは、「委嘱の日から当該諮問に係る答申を行うまでの期間」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(太田市外三町広域清掃組合特別職の職員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 太田市外三町広域清掃組合特別職の職員の報酬、費用弁償等に関する条例（平成 1 1 年太田市外三町広域清掃組合条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。
第 1 条第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 情報公開及び個人情報保護審査会の会長及び委員

別表第 1 監査委員の項の次に次のように加える。

情報公開及び個人情報 保護審査会	会 長	日 額	8 , 9 0 0 円
	委 員	日 額	7 , 9 0 0 円